

川崎市立川崎病院糖尿病診療連携委員会設置要綱

(目的)

第1条 この規定は、川崎市立川崎病院（以下「病院」という）において、川崎市の職員が行う糖尿病治療・糖尿病療養指導が高い質をもって適正に行われることを目的とする。

(糖尿病治療・糖尿病療養指導の基本原則)

第2条 病院において糖尿病治療・糖尿病療養指導を行う者は、病院が掲げる理念を遵守し、職種間連携と地域連携を生かした診療・療養指導に努めなければならない。

(糖尿病治療・糖尿病療養指導の対象)

第3条 この規程で対象とする糖尿病治療・糖尿病療養指導とは、病院の外来および病棟で糖尿病・耐糖能異常を有する患者に対する検査（各種合併症を含む）、教育、治療、および地域医療連携の支援の全てを対象とする。

(糖尿病診療連携委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院の医師（糖尿病内分泌領域を担当する内科医師を含む）数名
- (2) 病院の看護師 認定看護師・糖尿病療養指導士を中心に各部署1名ずつ
- (3) 病院の薬剤師 若干名
- (4) 病院の栄養士 若干名
- (5) 病院の臨床検査技師 若干名
- (6) 病院の医療安全管理室職員 1名

委員は病院長が委嘱する。

委員会に委員長を置き、委員長は糖尿病内分泌領域を担当する内科医師が

務める。

委員長は、委員会を招集し、議長となる。

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

委員会の庶務は、川崎市立川崎病院庶務課にて処理する。

(糖尿病診療連携委員会の会議)

第5条 委員会の成立は、全委員の過半数の出席を必要とする。委員会が必要と認めるときは、その審議する事案に関して専門的知識・経験等を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、その任務を果たすうえで知り得た事項を田に漏らしてはならない。前項の義務は、委員の職務を離れた後も同様とする。

(糖尿病教室の運営)

第7条 病院において糖尿病教室を開催するときは、事前に教室の講義スケジュールを纏め、病院長に糖尿病教室開催の年間計画を申請しなければならない。糖尿病教室運営上の事務局は食養科に置く。

(院内教育活動の開催)

第8条 委員会の委員は、病院における糖尿病診療・糖尿病療養指導の質向上に寄与する院内教育活動を他の委員と協力しながら定期的に行なう必要がある。

(糖尿病診療に関連したインシデント・アクシデント調査及び改善策の立案

)

第9条 委員会は、第1条の目的に基づき、院内で発生した糖尿病に関連したインシデント・アクシデントについて医療安全管理室から報告を受け、科学的観点から調査審議する。調査及び改善策の立案を行うにあたり、委員会は

インシデント・アクシデントの関係者に出席を求め、内容の説明および意見を聴取することができる。

(院内コンセンサスの形成)

第10条 委員長は、委員会の意見に基づき、糖尿病診療・療養指導に関連する院内コンセンサスを通知できるものとする。病院職員は、特段の理由が認められる場合を除き委員会が通知する院内コンセンサスに従う必要がある。

(糖尿病診療連携委員会の報告)

第11条 糖尿病診療連携委員会は、会議の議事について病院長に文書で報告し、三役会の確認と了承を得なければならない。

(病院長の責務)

第12条 病院長は、病院で実施する糖尿病治療・糖尿病療養指導の適正性と信頼性の確保のため、次の各号に掲げる事項の実現を図るものとする。

- (1) 委員会の委員を対象とした糖尿病治療・糖尿病療養指導に関する研修の機会の提供
- (2) 委員会の実施状況に関する記録の公開

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行にあたって必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。